

令和3年6月21日

保護者 各位

岡山県立倉敷天城中学校・高等学校
校長 白神 敬祐

緊急事態宣言解除を受けた本校における対応について（ご連絡）

平素から、本校の教育活動へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、県立学校の行動基準等に基づき、本校においても取り組んでいるところですが、本県に発出されている緊急事態宣言が6月20日で解除されたことや、本県の感染状況が「ステージⅡ」に引き下げられたこと等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準も6月21日から「レベル2」に引き下げられました。

しかしながら、現在の感染の主流とされる変異株は生徒へも感染力が強い可能性があることや、本県で6月21日から7月20日までリバウンド防止強化期間が設定されたことも踏まえ、これまで取り組んできた基本的な感染症対策をさらに徹底しながら、従来以上の危機管理を持つことが重要であり、引き続き、次のような対策の下で教育活動を行いますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。また、リバウンド防止強化期間中の「県民への協力要請」も添付しておりますので内容をご確認ください。

ご家庭におかれましても、今までどおり感染症対策を継続していただき、登校前の検温や健康観察の徹底にもご協力ください。また、お子様や同居のご家族が、PCR検査を受診された場合は、ただちに学校までご連絡いただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染状況については、日々変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があります。保護者向けメール配信サービスや本校の公式ホームページに最新情報を随時掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

記

1 感染リスクを下げる環境の確保等

(1) 毎朝の健康観察の実施

- ・生徒及び同居の家族に軽い風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても、登校を控えてください。
- ・登校時、生徒の検温結果及び健康状態を確認します。登校前に検温等ができていない生徒は、教室に入る前に、検温及び健康観察等を行うこととします。また、生徒本人だけでなく、同居の家族の方々も、毎日健康状態の確認をお願いいたします。
- ・登校時に軽い風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても、当該生徒を安全に帰宅させます。その際、かかりつけ医や診療・検査医療機関等への受診をお願いいたします。また、症状が改善するまでは、通学、外出等を控えてください。

(2) マスクの着用

- ・学校教育活動においては、身体的距離が十分とれない時はマスクを必ず着用するよう指導します。
- ・生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、生徒自身の判断で、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりすることを許容します。
- ・体育授業等におけるマスクの着用については、令和3年6月18日付け保学第47号「県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（別紙①）の「4 マスクの着用」の内容を踏まえて対応します。

(3) 教室等の換気

- ・授業中（エアコンの使用時を含む。）は、常時、2方向の窓を同時に開けて行います。
- ・休憩時間等（エアコンの使用時を含む。）は、その都度前後のドアを全開にします。

(4) 手洗いの実施

- ・様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、食事の前後などに、アルコールによる手指消毒または、流水と石けんでの丁寧な手洗いを励行させます。また、早急に、各ホームルーム教室前に手指消毒に必要なアルコールの設置を準備します。

(5) 消毒の実施

- ・教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回消毒液を用いた掃除を行います。

2 授業形態

- ・生徒の間隔を1メートルを目安に確保して、座席を配置します。確保が難しい場合には、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、感染リスクを下げる環境を確保した上で、授業を実施します。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は、実施について慎重に検討します。
- ・生徒の感染に伴う臨時休業等により授業が実施できない場合はオンライン授業に切り替えたり、一部の生徒が登校できない状況になった場合に授業配信等を行ったりすることで、学びの継続に取り組みます。その際、通信環境等が整っていない生徒に対しては、適切に対応しますので、担任へご相談ください。

3 学校行事

- ・東雲祭などの学校行事等は、多くの人数が一堂に会する状況を極力避ける等の感染症対策を徹底します。
- ・保護者等を招いて行う行事、外部から講師を招いて行う活動、他校との交流等は、インターネットを介しての実施も検討します。

4 部活動

- ・部活動の実施に当たっては、令和3年6月18日付け保学第47号「県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（別紙①）の内容に留意して実施します。

5 給食・昼食等

- ・給食当番（中学校）はもとより、生徒全員に食事の前後の手洗いを徹底させます。
- ・弁当などを食べる際は、向かい合って食事をしない、身体的距離をできるだけ確保する、食事時の会話は控える、歓談は食事後に必ずマスクを着用して行うなど、感染予防を徹底します。
- ・現在行っている、昼食時における教員による巡回を継続します。

6 登校に不安のある生徒・保護者の方への対応

- ・生徒の出欠の取扱いは、令和3年4月8日付けで保護者の方あてに配付した文書「新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱い等について」（別紙②）のとおりとします。また、保護者の方からの申し出を受け、やむを得ず登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とし、欠席扱いにはなりませんので担任にご相談ください。

7 生徒指導上配慮が必要な生徒の把握と対応

（1）生徒指導上配慮が必要な生徒の情報共有と支援体制の確認

- ・現時点で配慮が必要な生徒の情報共有を組織的に行います。
- ・面談やアンケートの実施方法について検討するなど、今後の生徒の状況把握や支援の在り方について、教職員で共通理解を図ります。

（2）不安や悩みを抱えている生徒の把握と早期対応

- ・担任や養護教諭等による健康観察や授業中の観察、STOP it（ストップイット）によって寄せられる情報などにより、生徒の状況を的確に把握するよう努めます。
- ・必要に応じて、教育相談やスクールカウンセラー等の支援を行うなど、心の健康のケアに取り組みます。
- ・休み始めの対応（家庭連絡等）を徹底し、ご家庭と連携を図りながら組織的に早期対応に当たり、こうした生徒に対しても、状況によってはICT等も活用した対応を行います。

（3）いじめにつながるような言動への適切な対応

- ・不安やストレス、新型コロナウイルスへの不十分な知識・理解や思い込み等によるいじめが起きないように、未然防止に努めるとともに、いじめの予兆となる言動や生徒が発する小さなサインを見逃すことなく、早期発見・早期対応に努めます。

8 その他

- ・新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかる可能性があります。感染した本人を責めることはできません。偏見や差別につながる行為は断じて許されないものであるだけでなく、感染症拡大にもつながってしまいます。
- ・生徒は、長期化する新型コロナウイルス感染症への不安に加え、学習活動や部活動・学校行事、日常生活の制限等により、想像以上に不安や悩みを抱えたり、心が不安定になったりしていることが考えられます。学校でも十分注意しますが、ご家庭でもお子様の様子にご注意いただき、少しでも気になる点がございましたら、学校へのご連絡をお願いいたします。
- ・ご不明な点や心配なことがありましたら、遠慮なく学校にご連絡ください。
中学校（086-429-3494）
高 校（086-428-1251）

休日等、学校の電話が留守番電話の時、新型コロナウイルス感染症に関することで、学校に連絡する必要がある場合は、お子様を通じてお知らせしている学校緊急携帯電話までご連絡をお願いします。